

平成28年中第1号

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

理 由

- 1 審査申立人（以下「申立人」という。）の審査の申立ての趣旨は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が厚生労働大臣の退職金減額事由の認定に基づいて申立人に対してした中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）に基づく退職金を減額して支給する旨の決定を取り消すとの裁決を求めるというにある。
- 2 申立人が本件申立てに至った経過は、申立人が提出した審査申立書及び機構が提出した弁明書によれば、次のとおりである。
  - (1) 申立人は、A会社（以下「会社」という。）を平成〇年〇月〇日付けで退職するに当たり、同年〇月〇日付けで退職金請求書を機構に提出した。
  - (2) 会社は、平成〇年〇月〇日付けで、機構に対して、申立人に係る被共済者退職届（退職日：平成〇年〇月〇日、退職事由：懲戒解雇等）を提出するとともに、同年〇月〇日付けで、法第10条第5項の規定に基づき、申立人に懲戒解雇があったとして、退職金減額認定申請書を厚生労働大臣に提出した。
  - (3) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、申立人の退職は中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号。以下「則」という。）第18条第1号に該当し、法第10条第5項の規定に基づき、退職金を減額して支給することが相当である旨の認定をした。
  - (4) 会社は、平成〇年〇月〇日付けで、機構に対して、退職金減額申出書を提出し、申立人の退職金の減額割合を100分の80とするよう申し出た。
  - (5) 上記の経過を経て、機構は、法第10条第2項に定める額〇円の100分の80を減額し、〇円を支給することを決定し、その旨を平成〇年〇月〇日付けで申立人に通知した。
  - (6) 申立人は、これを不服として、平成〇年〇月〇日付けで審査申立書を当審査会に提出したものである。

3 申立人の審査申立書等

(略)

4 機構の弁明書

(略)

5 当審査会の判断

- (1) 法第10条第5項は、「被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働大臣が相当であると認めたときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。」と規定している。また、退職金の減額については、則第19条第1項において「共済契約者が申し出た額によつて行うもの」と規定しているが、同条第3項において、「機構は、前2項の規定による減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、その額を変更することができる。」と規定している。
- (2) 本件は、会社が退職金減額認定申請を行ったことにつき、厚生労働大臣が調査の上、平成〇年〇月〇日付けで、申立人の退職事由は則第18条第1号に該当し、その退職がその者の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給することが相当である旨の認定をしたものである。機構は、被共済者の退職事由が同号に該当する場合には、実務上、共済契約者が申し出た減額が100分の80を超える場合には、被共済者にとって過酷であると認め、100分の80に相当する額を減額することとしている。
- (3) 会社は、上記の厚生労働大臣の認定を受け、機構に対し申立人の退職金の減額割合を100分の80と申し出たことから、機構は申出どおりの割合を減額して支給することとしたものであり、当審査会としてもこの取扱いは妥当なものであると判断する。
- (4) なお、申立人の主張は、結局のところ、厚生労働大臣が平成〇年〇月〇日付けでした法第10条第5項に基づく認定の不当をいうに帰着するものと解されるが、当該認定の適否については当審査会の審査の対象外であり、当審査会としては当該認定を前提として審査を行うものであることを、念のため付言する。
- (5) 以上のとおりであるから、機構が申立人に対してした退職金を減額して支給する旨の決定は妥当であつて、申立人の本件審査の申立てには理由がない。

よって主文のとおり裁決する。